## 一般社団法人岩手県農林漁業団体役職員連盟非常勤役員退任積立共済金給付規程

昭和 45 年 8 月 25 日 制 定

(目的)

第1条 この規程は、この連盟の定款第4条第3号の規定に基づき、非常勤役員に対する退任積立共済金の給付事業に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

(加入の範囲及び申込)

- 第2条 この事業の加入者の範囲は、定款第5条第1項第2号に定める賛助会員(以下「団体」という。)及び当該団体に所属する非常勤役員(以下「被共済者」という。)とする。
  - ② 団体及び被共済者がこの事業に加入しようとするときは、別に定める所 定様式により申し込み、この連盟の承認を得なければならない。

(加入口数及び掛金の額)

- 第3条 被共済者毎の加入口数は1口以上とし、1口の掛金は毎年1,000円と する。
  - ② 被共済者毎の加入増口は随時できるものとし、その口数は1口以上とする。

(掛金の負担)

第4条 掛金は、被共済者が全額を負担しなければならない。

(掛金の払込期限)

- 第5条 掛金は、年払いとし毎年6月25日(当該日が金融機関の休業日にあたるときは、翌営業日)までに払込まなければならない。ただし、期限後に被 共済者が新たに発生した場合又は増口した場合は、当該月の25日(当該日が 金融機関の休業日にあたるときは、翌営業日)までに払込むものとする。
  - ② 払込期限後に掛金を払込む場合は、年利率 11%の割合で払込期限の翌日 から払込みの日までの日数によって計算した額を、過怠金として払込まなければならない。

-1- 04-060

(加入の取消)

第6条 団体が加入承認後第1回払込期限を経過して3か月以内に掛金を払込 まないときは、加入の意志を放棄したものとみなす。

(契約の失効及び復活)

- 第7条 団体が払込期限後6か月以上掛金の全部又は一部を払込まないときは、 契約は失効する。
  - ② 前項の場合、その失効の日から6か月以内に団体が復活手続きをとることにより、2回まで契約を復活させることができる。ただし、この場合には、年利率14.625%の割合で復活所要金を払込まなければならない。
- 第8条 被共済者が退任したときは、次により算出した額を合算して共済金を 被共済者(死亡の場合はその遺族)に支給する。
  - 1 共済金は、被共済者の加入口数及び加入期間に応じ「別表」により算出した額。
  - 2 被共済者が掛金改定及び掛金増口した場合の共済金は、掛金改定及び 掛金増口した月毎に加入したものとし、前号により算出した額。
  - 3 「別表」を変更した場合は、変更日前日で共済金を凍結し、その凍結 した額に変更日以降の加入期間に応じ「別表」により算出した額。
  - ② 加入期間は、月単位で計算し、加入の月から起算し退任の月で終わるものとする。
  - ③ 被共済者が当該団体の常勤役員に就任した場合は、就任の前月をもって退任したものとみなして、前各号の規定により共済金を支給する。

(脱退金)

第9条 団体がこの事業から脱退し、又は第7条第1項によって契約が失効した場合は、被共済者毎に払込掛金総額相当額を脱退金として交付する。

(共済金の返還)

第 10 条 虚偽又は不正の行為により共済金の支給を受けた者があるとき、この連盟は、その者から当該共済金を返還させるものとする。この場合において、その支給が当該団体の虚偽の証明又は届出によるものであるときは、この連盟はその団体に対して、支給をうけた者と連帯して共済金を返還させるものとする。

-2- 04-060

(遺族の範囲及び順位)

第11条 被共済者が死亡によって退任した場合、

労働基準法施行規則に定める遺族の範囲及び順位に従って、共済金を給付する。ただし、被共済者が死亡前に別段の意思表示をしたときはこれによるものとする。

(犯罪行為)

第 12 条 前条に規定する者で、故意の犯罪行為により被共済者を死亡させたものは、前条の規定にかかわらず、共済金を受けることはできない。被共済者の死亡前に、その者の死亡によって共済金を受けるべき者を故意の犯罪行為により死亡させたものについても同様とする。

(財産の運用)

- 第13条 この事業の余裕金は、資金運用管理規程に定める以外の資産として運用してはならない。
  - ② 前項の資産は、これを担保に供し、又は貸付けることができない。

(運営委員会)

- 第14条 この規程に基づく事業を、円滑に運営するため運営委員会を設ける。
  - ② 前項の委員会について必要な事項は、別に定める。

(実施細則)

第15条 この規程の実施についての細則は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- ① この規程は、昭和62年8月1日から施行する。
- ② 昭和62年7月31日現在の被共済者に対する昭和62年8月1日以降の退任共済金の給付額は、非常勤役員退任共済金給付規定第9条の規定により 算出した額と、つぎにより算出した額を合算したものとする。
  - (1) 改定前の規定第9条の規定により、昭和62年7月31日現在の要給付額を算定し、払込掛金額と附加額に区分し固定する。
  - (2) 前号の掛金額に昭和62年8月1日以降の加入期間に対応する別表の給付倍率を乗じて得た額に前号の附加額を加算した額。

-3- 04-060

附 則(平成8年6月13日一部改正)

- この規程は、平成8年8月1日から施行する。
  - 附 則(平成10年3月20日一部改正)
- この規程は、平成 10 年 6 月 1 日から施行する。 附 則 (平成 11 年 5 月 28 日一部改正)
- この規程は、平成11年6月1日から施行する。附 則(平成12年6月14日一部改正)
- この規程は、平成 12 年 6 月 1 日に遡及し施行する。 附 則
- この規程は、平成14年6月1日に遡及し施行する。附 則(平成25年6月13日一部改正)
- この規程は、平成25年12月2日から施行する。

-4- 04-060